

# 違反対象物の 公表制度

平成30年  
4月1日～  
運用開始

## 違反対象物の公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した**消防法令違反を生駒市ホームページへの掲載により公表する**制度です。



## 公表の対象となる建物

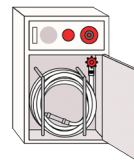
飲食店、物品販売店・百貨店、旅館・ホテル等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物が対象です。



## 公表の対象となる違反の内容

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備

建物に設置義務があるにもかかわらず、これらの設備のいずれかが未設置の状態です。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

## 公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間、継続します。



## 公表する内容と方法

建物の名称、所在地、違反の内容を生駒市のホームページ内（消防：防火対象物の安全に関する情報）へ掲載します。

### 建物関係者の皆さまへ

消防法令違反となる建物の大半が無届の増築や改築、棟の接続です。建物の増築、改築、用途変更等をされる際には、事前に消防本部予防課へお問い合わせください。

